桜川市防犯対策支援事業補助金交付要項

（趣旨）

第１条　この告示は、市民の防犯意識を高め、犯罪のない安心安全なまちづくりを推進するため、防犯対策品を購入し設置するものに対し、予算の範囲内において桜川市防犯対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、桜川市補助金等交付規則（平成１７年桜川市規則第３３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　防犯カメラ　犯罪の未然防止その他公共の安全の維持を目的として特定の場所に継続的に設置し、かつ、個人の識別が可能な画像等（画像と一体的に記録された音声を含む。）を撮影し、記録媒体に保存するものをいう。

（２）　防犯機能付電話機　犯罪の未然防止を目的として設置し、かつ、その目的に資する機能を有するものをいう。

（３）　防犯対策品　防犯カメラ又は防犯機能付電話機をいう。

（４）　新規設置　補助対象者が新たに設置を行うことをいう。

（５）　更新設置　本告示に基づく補助を活用して新規設置をした後、補助対象者が第５条に掲げる年数を経過したもの等について更新することをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、補助対象者のうち防犯カメラを設置しようとする者は、防犯カメラの購入及び設置に係る契約の締結、契約に基づく費用の支払並びに防犯カメラの設置を行う前に補助金の交付決定を受けたものに限る。

（１）　防犯カメラを設置する行政区（桜川市区設置条例（平成１７年桜川市条例第７号）で定める行政区）の代表者

（２）　自宅等に防犯対策品を設置する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア　市内に住所を有する者であること。

イ　世帯全員が市税を滞納していないこと。

ウ　桜川市暴力団排除条例（平成２４年桜川市条例第１７号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

（補助対象機器）

第４条　補助の対象となる防犯対策品（以下「補助対象機器」という。）は、新規設置又は更新設置するもので、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（１）　防犯カメラ

ア　犯罪防止の目的で不特定多数の人が利用する道路、公園等又は自宅、玄関前等を撮影するものであること。

イ　防犯カメラが次の性能を全て有すること。

（ア）　有効画素数が約２００万画素（フルハイビジョン（Ｆｕｌｌ　ＨＤ画質））以上であること。

（イ）　撮影照度が０ｌｘ以上（赤外線白黒撮影）であること。

（ウ）　１日２４時間稼働で夜間も人物が特定できること。

（エ）　画像記録媒体（ＳＤカード等（１台当たり２週間程度録画できるもの））を備え、外部記録媒体に画像が複写できること。

（オ）　防じん防水機能がＩＰ６５以上であること。ただし、軒下等に設置する場合は、ＩＰ５４以上とする。

（２）　防犯機能付電話機

ア　自動録音機能を有すること。

イ　着信自動切断機能を有すること。

２　前項の補助対象機器の購入及び設置は、市内の工事事業者等において行うものとする。

（補助金の交付条件等）

第５条　補助金の交付条件及び補助申請台数は、別表第１のとおりとする。

（補助対象経費）

第６条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる購入費及び設置工事に係る経費とする。ただし、消耗品に係る更新及び修繕費用は除く。

（１）　防犯機能付電話機

（２）　電源・配線等の電気工事一式に要する経費

（３）　防犯カメラ・防犯カメラを構成する機器に要する経費

（４）　防犯カメラを設置するための専用柱等に要する経費

（５）　電力会社等に対しての申請等に要する経費

（６）　その他必要な経費（更新設置の場合における撤去費用を含む。）

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、別表第２のとおりとし、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第８条　防犯カメラについて、補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、桜川市防犯対策支援事業補助金交付申請書（様式第１―１号）に別表第３に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　防犯機能付電話機について、補助金の交付を受けようとする申請者は、桜川市防犯対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第１―２号）に別表第３に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（協議）
第９条　市長は、前条の規定により防犯カメラ設置に係る申請があった場合で、団体による新規設置のときは、必要に応じて、申請者、市、その他施工業者等が一堂に会し、撮影範囲等について現地で調査・協議を行うものとする。
（補助金の交付決定等）
第１０条　市長は、第８条第１項又は同条第２項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、桜川市防犯対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。
２　市長は前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。
３　市長は、検討の結果、補助金の交付が適当でないと認めたときは、桜川市防犯対策支援事業補助金不交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知する。
（変更時の承認申請）
第１１条　前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助事業等の内容その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、桜川市防犯対策支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、結果について、遅滞なく交付決定者に桜川市防犯対策支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第６号）により通知する。
（実績報告）
第１２条　交付決定者は、当該補助事業（防犯機能付電話機を除く。）が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して３０日以内又は事業の完了の日が属する年度の３月３１日のいずれか早い期日までに桜川市防犯対策支援事業補助金実績報告書（様式第７号）に、別表第４に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。
（補助金額の確定）
第１３条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、桜川市防犯対策支援事業補助金確定通知書（様式第９号）により、交付決定者に対し通知するものとする。
（補助金の交付等）
第１４条　前条の規定により桜川市防犯対策支援事業補助金確定通知書を受けた者は、桜川市防犯対策支援事業補助金交付請求書（様式第１０号）に振込先口座の通帳の写しを添えて、市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１５条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　この告示又はこの告示に基づく市長の指示に違反したとき。

（３）　補助金の交付を受けた日から５年以内に、市外への転出、当該補助金により取得した防犯対策品の処分又は使用を中止したとき。

（４）　その他補助金を交付することが不適当と認められる事実があったとき。

（補助金の返還）

第１６条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、桜川市防犯対策支援事業補助金返還通知書（様式第１１号）により補助金の返還を命ずるものとする。

２　市長は、前条第１号及び第２号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、補助金の全額の返還を命ずるものとする。

３　市長は、前条第３号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、補助金の交付を受けた日から返還の対象となる事由が発生した日までの期間に応じ、別表第５に定める期間に従い返還を命ずるものとする。

４　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前２項の規定による補助金の返還を免除することができる。

（１）　疾病等その他の自己の都合によらず、やむを得ない事情があるとき。

（２）　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

（検査）

第１７条　市長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された防犯対策品設置工事等について検査を行い、又は交付決定者若しくは関係者への調査を行うことができる。

（画像情報等の提供）

第１８条　交付決定者は、捜査機関による犯罪捜査等のため、防犯カメラの画像等の提供を求められた場合は、別表第１に沿って適切に対応するものとした上で、当該画像等を提供しなければならない。

２　市長は、交付決定者が設置した防犯カメラの設置場所について、捜査機関へ設置場所等の位置情報を提出することができる。

（調査等）

第１９条　市長は、必要があると認めるときは、申請者その他関係者に対し、必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

（雑則）

第２０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年１１月１日から施行する。

別表第１（第５条関係、第１８条関係）

防犯対策品	交付条件	申請台数上限
防犯カメラ	ア　新規設置する場合は、第４条第１号の規定を遵守すること。 イ　新規設置又は更新設置の完了した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年は使用すること。 ウ　更新設置する場合は、申請日が新規設置の完了した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年程度経過していることに加え、修繕のみでは機能を維持できない状態であること。 エ　自然災害等で破損・故障した場合は、ウの経過年数以内の更新設置も可能とする。 オ　事業目的での設置でないこと。 カ　設置目的を明確に定め、記録された画像データの目的外の利用又は提供を禁止すること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。 （ア）　法令に基づく場合 （イ）　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があると認められる場合 （ウ）　捜査機関から犯罪、事故の捜査等のために情報提供を求められた場合 キ　設置場所及び撮影範囲については十分に協議し、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。 ク　防犯カメラを設置している旨の表示をすること。 ケ　管理責任者を選任すること。 コ　管理責任者又は管理責任者が指定した者以外の者には防犯カメラを操作させないこと。 サ　定期的に点検を実施し、防犯カメラ	ア　団体が設置する場合は、一団体につき当該年度２台まで イ　個人が設置する場合は、一世帯につき１回まで

	の適正な維持管理を行うこと。 シ　複数台のカメラで同時録画をする場合は、必要に応じてＨＤＤ等を使用し、２週間程度の録画時間を確保すること。 ス　画像は加工することなく、撮影時のまま保管すること。 セ　設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写し、又は複製しないこと。 ソ　画像及び画像を記録した記録媒体について、漏えい、滅失、毀損、改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために必要な措置を講ずること。 タ　無線ＬＡＮ、インターネット回線等により映像の送受信を行う場合は、映像が外部へ流出しないよう、暗号化等の必要な措置を講ずること。 チ　記録媒体を廃棄する場合は、破砕等を確実に行うこと。 ツ　管理責任者は、防犯カメラの設置、管理運用等に関する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に措置を講ずること。	
防犯機能付電話機	ア　新規設置する場合は、第４条第２号の規定を遵守すること。 イ　新規設置又は更新設置の完了した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年は使用すること。 ウ　更新設置する場合は、申請日が新規設置の完了した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年程度経過していることに加え、その修繕のみでは機能を維持できない状態であること。 エ　自然災害等で破損・故障した場合は、ウの経過年数以内の更新設置も可能とする。	一世帯につき１台まで

別表第２（第７条関係）

防犯対策品	補助対象者	補助金額・補助率	補助金上限額	摘要
防犯カメラ	団体	補助対象経費の２分の１	２００，０００円	補助金上限額又は補助対象経費の２分の１に相当する額のいずれか低い額
	個人		２０，０００円	補助金上限額又は補助対象経費の２分の１に相当する額のいずれか低い額
防犯機能付電話機	個人		５，０００円	補助金上限額又は補助対象経費の２分の１に相当する額のいずれか低い額

別表第３（第８条関係）

防犯対策品	添付が必要な書類
防犯カメラ	ア　防犯カメラ設置計画書（様式第２号） イ　防犯カメラの購入費及び設置費用に係る見積書又は金額が分かるものの写し ウ　設置する防犯カメラの概要が分かる図面・カタログ等の写し エ　防犯カメラを設置する場所の位置図、現況写真及び撮影範囲について示したもの オ　住民票謄本（個人が設置する場合） カ　完納証明書（個人が設置する場合） キ　土地所有者又は建物所有者の承諾書の写し（新たに専用柱を設置するもの又は建物に設置するものに限る。） ク　自己の所有する住宅以外の住宅に居住している者が補助金の交付を受けて防犯カメラを設置しようとする場合は、当該住宅の所有者の承諾書の写し ケ　次に掲げる事項が規定されている防犯カメラ管理・運用規程（案）（団体で新規設置の場合。ただし、更新設置の場合でも代表者等の変更があった場合には提出を要す

	る。） （ア）　設置目的の設定及び目的外利用の禁止 （イ）　設置場所及び撮影範囲 （ウ）　防犯カメラを設置している旨の表示 （エ）　管理責任者及び操作取扱者の指定 （オ）　設置者等の責務 （カ）　撮影された画像等の適正な管理 （キ）　撮影された画像等の提供の制限 （ク）　秘密の保持 （ケ）　保守点検等 （コ）　問合せ、苦情等への対応 コ　防犯カメラの管理・運用についての確約書（新規設置の場合。ただし、更新設置の場合でも代表者、世帯主等の変更があった場合には提出を要する。） サ　その他市長が必要と認める書類
防犯機能付電話機	ア　防犯機能付電話機の購入費に係る領収書又はレシートの写し イ　設置する防犯機能付電話機の概要が分かる図面・カタログ等の写し ウ　住民票謄本 エ　完納証明書 オ　振込先口座の通帳の写し カ　その他市長が必要と認める書類

別表第４（第１２条関係）

防犯カメラ	ア　防犯カメラ設置実績書（様式第８号） イ　防犯カメラ設置経費の支出に係る証拠書類の写し ウ　防犯カメラ設置後の現況写真 （防犯カメラ本体、録画装置、撮影範囲及び防犯カメラを設置している旨の表示が分かるもの） エ　防犯カメラ管理・運用規程（団体が設置する場合） オ　防犯カメラの撮影範囲に付近の住宅等が含まれる場合は、当該住宅等の所有者又は居住者との間で締結された同意書の写し カ　その他市長が必要と認める書類

別表第５（第１６条関係）

期間	返還を求める額
１年未満	交付決定額の１００分の１００

１年以上２年未満	交付決定額の１００分の８０
２年以上３年未満	交付決定額の１００分の６０
３年以上４年未満	交付決定額の１００分の４０
４年以上５年未満	交付決定額の１００分の２０